	普通免許		7	8	15
		ＡＴ限定普通免許	11	8	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		13	18	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39
	大型二輪免許又は普通二輪免許		19	18	37
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ限定普通第二種免許	11	4	15
準中型免許	なし		18	23	41
	普通免許		4	9	13
		ＡＴ限定普通免許	8	9	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		13	18	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	18	23	41
	大型二輪免許又は普通二輪免許		16	23	39
	普通第二種免許		4	5	9
		ＡＴ限定普通第二種免許	8	5	13
普通免許（ＡＴ限定普通免許を除く。）	なし		15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		11	15	26
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許又は普通二輪免許		13	19	32
ＡＴ限定普通免許	なし		12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		8	15	23
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許又は普通二輪免許		10	19	29
大型特殊免許（カタピラ限定大型特殊免許を除く。）	なし		6	6	12
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		3	3	6
	大型二輪免許又は普通二輪免許		5	5	10
カタピラ限定大型特殊免許	なし		10		10
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許		5		5

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類		教習時間（時限数）		
			基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	なし		26	27	53
	中型免許		5	9	14
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	12	24
	準中型免許		10	13	23
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	11	15	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	15	15	30
	普通免許		12	18	30
		ＡＴ限定普通免許	16	18	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	26	27	53
	大型二輪免許又は普通二輪免許		24	27	51
	中型第二種免許		5	9	14
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	12	24
		準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	12	14	26
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定中型第二種免許	16	14	30
	普通第二種免許		12	14	26
		ＡＴ限定普通第二種免許	16	14	30
中型免許	なし		21	18	39
	準中型免許		5	4	9
		準中型車（５ｔ）限定準中型免許	5	6	11
		ＡＴ準中型車（５ｔ）限定準中型免許	9	6	15

許を除く。）		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許		13	19	32
	普通二輪免許		13	19	32
ＡＴ限定普通免許	なし		12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		8	15	23
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許		10	19	29
	普通二輪免許		10	19	29
大型特殊免許（カタピラ限定大型特殊免許を除く。）	なし		6	6	12
	大型免許		3	3	6
	中型免許		3	3	6
	普通免許		3	3	6
	大型二輪免許		5	5	10
	普通二輪免許		5	5	10
	大型第二種免許		3	3	6
	中型第二種免許		3	3	6
	普通第二種免許		3	3	6
カタピラ限定大型特殊免許	なし		10		10
	大型免許		5		5
	中型免許		5		5
	普通免許		5		5
	大型二輪免許		8		8
	普通二輪免許		8		8
	大型第二種免許		5		5
	中型第二種免許		5		5
	普通第二種免許		5		5
大型二輪免許（ＡＴ限定大型二輪免許を除く。）	なし		16	20	36
	大型免許		14	17	31
	中型免許		14	17	31
	普通免許		14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		14	17	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36

別表第四（第三十三条関係）

一　技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類		教習時間（時限数）		
			基本操作及び基本走行	応用走行	計
大型免許	なし		26	27	53
	中型免許		5	9	14
		中型車（８ｔ）限定中型免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型免許	12	12	24
	普通免許		12	18	30
		ＡＴ限定普通免許	16	18	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		18	27	45
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	26	27	53
	大型二輪免許		24	27	51
	普通二輪免許		24	27	51
	中型第二種免許		5	9	14
		中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	8	12	20
		ＡＴ中型車（８ｔ）限定中型第二種免許	12	12	24
	普通第二種免許		12	14	26
		ＡＴ限定普通第二種免許	16	14	30
中型免許	なし		21	18	39
	普通免許		7	8	15
		ＡＴ限定普通免許	11	8	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		13	18	31
		カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39
	大型二輪免許		19	18	37
	普通二輪免許		19	18	37
	普通第二種免許		7	4	11
		ＡＴ限定普通第二種免許	11	4	15
普通免許（ＡＴ限定普通免	なし		15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許		11	15	26